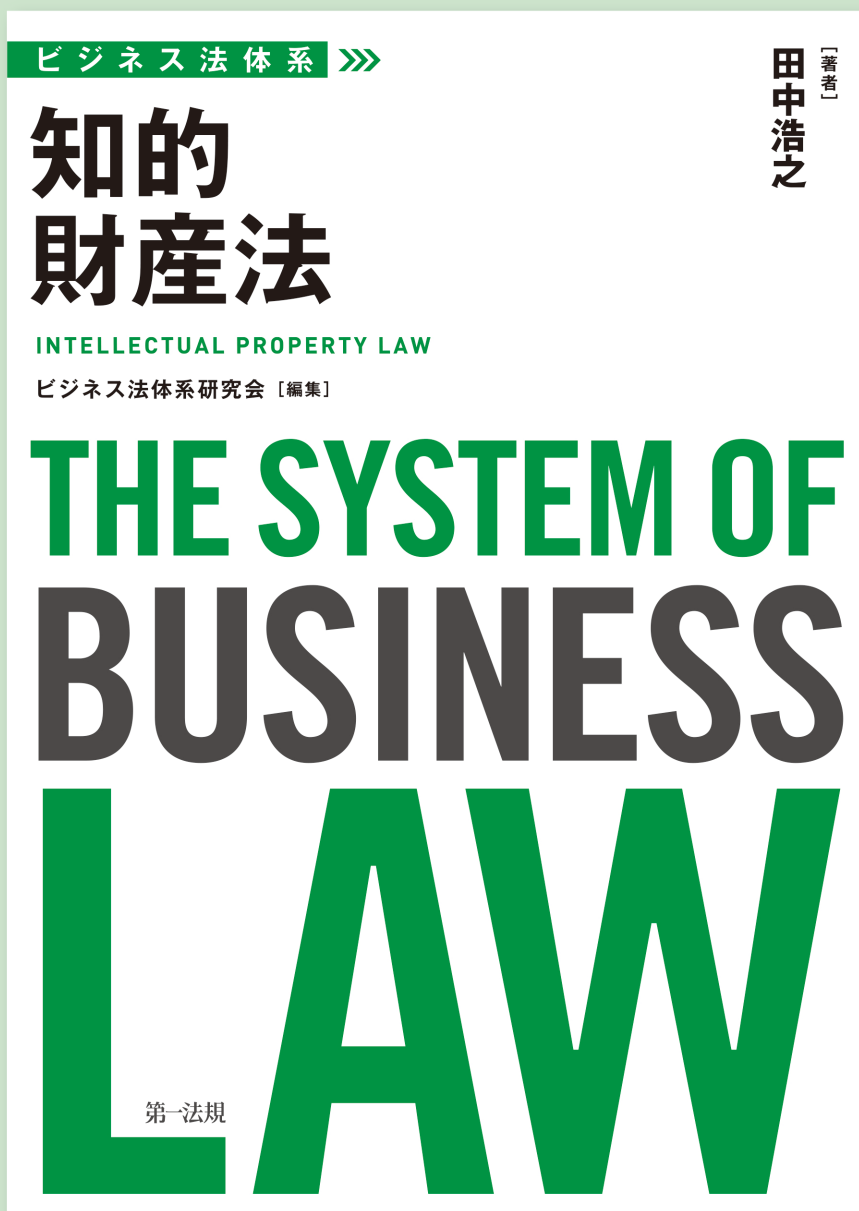


ビジネス活動に着目した新しいシリーズブック
『 **ビジネス法体系** 》シリーズ』の1冊

知的財産法全体を
体系的に整理した実務解説書が出ました！



ブランドの保護

技術の保護

デザインの保護

などを収録しています。

単純な法律ごとの
解説ではなく

目的・保護対象
ごとのアプローチによる
体系的な解説

著者 田中 浩之

定価：本体5,000円+税 A5判・432頁

本書の詳細・お申し込み方法は裏面をご覧ください。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694

☎ Fax. 0120-302-640

第一法規の書籍 オンラインストアはこちら

<https://www.daiichihoki.co.jp/store/>
電子書籍・定期購読なども！

第1編 ビジネスと知的財産法総論

- 第1章 知的財産(権)とは
- 第2章 知的財産の保護の目的と体系
- 第3章 ビジネスと知的財産の関わり
- 第4章 知的財産に関係する主な機関、専門職等

第2編 ブランドの保護

- 第1章 ブランド保護総論
- 第2章 商標法による商標権の保護
- 第3章 不正競争防止法による著名・周知商品等表示の保護
- 第4章 会社法・商法による商号の保護
- 第5章 地域ブランドの保護
- 第6章 ブランドの自己使用以外の活用

第3編 技術の保護

- 第1章 技術の保護総論
- 第2章 特許法による特許権の保護
- 第3章 実用新案法による実用新案権の保護
- 第4章 営業秘密の保護
- 第5章 種苗法による育成者権の保護
- 第6章 半導体集積回路法による回路配置利用権の保護

第4編 デザインの保護

- 第1章 意匠法による意匠権の保護
- 第2章 意匠権以外によるデザインの保護

第5編 著作権法による表現の保護

- 第1章 著作権法による著作権・著作人人格権・著作隣接権の保護
- 第2章 著作権の活用

第6編 その他の不正競争行為等およびパブリシティ権

- 第1章 商品等表示、商品形態模倣、営業秘密以外の不正競争行為等
- 第2章 パブリシティ権

第7編 知的財産の国際的側面

- 第1章 総論
- 第2章 国際的ライセンス
- 第3章 並行輸入
- 第4章 国際裁判管轄・準拠法

『ビジネス法体系』シリーズとは、

ビジネス活動に着目し、
それを取り巻く法令を体系的にまとめた
新しいシリーズブックです。

理論だけでなく、
業務に活かせる
実践的な内容です!



また、他人による使用を止めるには、他人に「不正目的」があることが必要となる。

地域ブランドの保護には、地域団体商標と地理的表示が活用されている。

創作保護法の概要

本書では、創作保護法は、保護対象ごとに、①技術・ノウハウの保護、②デザインの保護、③表現の保護として分けて説明することとする。これらの概要は、下記【図表2】【図表3】【図表4】のとおりに整理できる。

【図表2】技術・ノウハウの保護

保護対象	権利の名称	法律	概要・典型例	保護期間	登録要否	本書における解説箇所
発明	特許権	特許法	新しい発明(物の発明、方法の発明、物の生産方法の発明)を保護	出願から20年	○	第3編第2章
考案	実用新案権	実用新案法	新しい考案(物品の形状・構造等)を保護	出願から10年	○	第3編第3章
植物の品種	育成者権	種苗法	植物(野菜、果物、花等)の新品種を保護	登録から25年または30年	○	第3編第5章
半導体集積回路の回路配置	回路配置利用権	半導体集積回路配置法 ⁵⁾	半導体集積回路の回路配置の模倣行為を禁止	登録から10年	○	第3編第6章
営業秘密	—	不正競争防止法/民法(契約上の保護)	ノウハウ等の営業秘密を保護	—	×	第3編第4章

5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律

技術の保護の典型的な方法は、特許法による特許権の保護である。特許権の保護期間は有限であり、発明の内容は明細書により公開されるが、その特許の存在を知らずに独自に発明をした者に対しても権利行使ができる点で強力な権利である。なお、物品の形状・構造等については、より簡易なものとして、実用新案権がある。

また、植物の品種には、種苗法上の育成者権が、半導体集積回路の回路配置には、半導体集積回路配置法上の回路配置利用権の保護がある。

営業秘密は、不正競争防止法により保護されており、実務上、秘密保持契約等による契約上の保護もされている。保護期間の限定がなく、秘密として守っている限りは永久の保護が可能であり、公開も必要がないが、独自に同じ技術・ノウハウを開発した者に対しては権利行使ができない。

技術の保護にあたっては、特許化という戦略を採るか、営業秘密としての秘匿(ブラックボックス化)という戦略を採るかの選択が極めて重要であるが、この点は、第3編第1章で後述する。

【図表3】デザインの保護

保護対象	権利の名称	法律	概要・典型例	保護期間	登録要否	本書における解説箇所
意匠	意匠権	意匠法	物品の新しいデザインを保護	登録から20年	○	第4編第1章
商品形態	—	不正競争防止法2条1項3号	新しい商品形態を保護	最初の販売から3年	×	第4編第2章第5節
商標	商標権	商標法	商品の形態を立体商標として保護	登録から10年(更新可)	○	第4編第2章第5節

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!